宇治市監査委員公表第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和4年9月26日

宇治市監査委員

池上哲朗

松 岡 ゆかり

松峯茂

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査を、宇治市監査 基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

政策企画部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。 ふるさと応援寄付金収入状況(政策戦略課)

委託料支出状況(政策戦略課、デジタル政策課)

賃借料支出状況(デジタル政策課)

補助金支出状況 (財政課)

備品管理状況 (財政課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、政策企画部政策戦略課、デジタル政策課、財政課における事務 事業のうち、主として令和3年4月1日から令和4年3月31日までの財務に 関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及 び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和4年6月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員 事務室において予備調査を実施するとともに、令和4年7月27日に監査委員 事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適 正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 政策戦略課

(1) ふるさと応援寄付金収入状況について 適正に処理されていた。

(2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。

2 デジタル政策課

- (1) 委託料支出状況について おおむね適正に処理されていた。
- (2) 賃借料支出状況について 適正に処理されていた。

3 財政課

- (1) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。
- (2) 備品管理状況について 適正に処理されていた。